

浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年9月4日

浜松市長 鈴木 康 友

浜松市条例第48号

浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「3年」を「2年」に改め、同条第2項中「2回まで」を「1回限り」に改める。

第20条第1項中「3年」を「2年」に改め、同条第2項中「2回まで」を「1回限り」に改める。

第2条 浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、区の設置並びに区の事務所の名称、位置及び所管区域に関し必要な事項を定めるとともに、地域住民の意見を行政運営に反映させ、地域における市民協働を推進し、もって住民自治の推進を図るため設置する区協議会に関し必要な事項を定める。

「第2章 区及び区協議会」を削る。

第4条中「基づき、区ごとに区地域協議会（以下「区協議会」という。）」を「基づく区地域協議会として、区ごとに区協議会」に改める。

第11条第4項中「、区内の地域協議会の総合調整を行うとともに」を削る。

第13条第1項中「この章において」を削る。

第3章を削る。

「第4章 雑則」を削る。

第29条中「及び地域協議会」及び「、地域協議会相互又は区協議会と地域協議会と」を削り、同条を第16条とする。

第30条を削る。

第31条の見出し中「区協議会等」を「区協議会」に改め、同条中「又は第24条第2項」及び「又は地域協議会」を削り、同条を第17条とし、第32条を第18条とする。

別表第4から別表第6までを削る。

附 則

この条例中第1条の規定は平成22年4月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

(あらし)

この条例は、区協議会及び地域協議会の構成員の任期を2年とし、再任を1回限りとするほか、平成24年3月31日限り、地域自治区及び地域協議会を廃止するものです。